

中小企業憲章のポイント ～中小企業庁～

中小企業庁では、今年2月に有識者の委員で構成する「中小企業憲章に関する研究会」を設置、中小企業憲章制定に向けた検討を行ってきた。この憲章は、中小企業の意義、役割の重要性、中小企業への期待が高まっていることを踏まえ、昨今の世界的な経済混乱や少子高齢化、経済社会停滞等の諸条件の中で、中小企業の役割と中小企業政策の基本的考え方・方針を明確にし、今後の中小企業経営の拠り所となるよう制定されたものである。この憲章のポイントは次の2点である。

- ① 中小企業の歴史的な位置づけや、今日の中小企業の経済的・社会的役割などについての考え方を基本理念として示し、中小企業政策の取り組みに当たっての基本原則や、政府として進める中小企業政策の行動指針を示したこと。
- ② 我が国の少子高齢化、経済社会停滞等により、将来不安が増す中、不安解消の鍵となる医療、福祉分野で変革の担い手である中小企業が力を発揮することで、我が国の新しい将来像が描けるとの、中小企業に対する新しい見方を提示していること。

以下に、中小企業憲章の全文を紹介する。

中小企業憲章

中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。常に時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、多くの難局に遭っても、これを乗り越えてきた。戦後復興期には、生活必需品への旺盛な内需を捉えるとともに、輸出で新市場を開拓した。オイルショック時には、省エネを進め、国全体の石油依存度低下にも寄与した。急激な円高に翻弄されても、産地で連携して新分野に挑み、バブル崩壊後もインターネットの活用などで活路を見出した。

我が国は、現在、世界的な不況、環境・エネルギー制約、少子高齢化などによる停滞に直面している。

中小企業がその力と才能を発揮することが、疲弊する地方経済を活気づけ、同時にアジアなどの新興国の成長も取り込み日本の新しい未来を切り拓く上で不可欠である。

政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく。これにより、中小企業が光り輝き、もって、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう、ここに中小企業憲章を定める。

1. 基本理念

中小企業は、経済や暮らしを支え、牽引する。創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分を支え、暮らしに潤いを与える。意思決定の素早さや行動力、個性豊かな得意分野や多種多様な可能性を持つ。経営者は、企業家精神に

溢れ、自らの才覚で事業を営みながら、家族のみならず従業員を守る責任を果たす。中小企業は、経営者と従業員が一体感を発揮し、一人ひとりの努力が目に見える形で成果に結びつき易い場である。

中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。

このように中小企業は、国家の財産ともいえるべき存在である。一方で、中小企業の多くは、資金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。この中で、大企業に重きを置く風潮や価値観が形成されてきた。しかし、金融分野に端を発する国際的な市場経済の混乱は、却って大企業の弱さを露わにし、世界的にもこれまで以上に中小企業への期待が高まっている。国内では、少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増している。不安解消の鍵となる医療、福祉、情報通信技術、地球温暖化問題を始めとする環境・エネルギーなどは、市場の成長が期待できる分野でもある。中小企業の力がこれらの分野で発揮され、豊かな経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらし、日本が世界に先駆けて未来を切り拓くモデルを示す。難局の克服への展開が求められるこのような時代にこそ、これまで以上に意欲を持って努力と創意工夫を重ねることに高い価値を置かなければならない。中小企業

は、その大いなる担い手である。

2. 基本原則

中小企業政策に取り組むに当たっては、基本理念を踏まえ、以下の原則に依る。

一、経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する

資金、人材、海外展開力などの経営資源の確保を支援し、中小企業の持てる力の発揮を促す。その際、経営資源の確保が特に困難であることの多い小規模企業に配慮する。中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する。

二、起業を増やす

起業は、人々が潜在力と意欲を、組織の枠にとらわれず発揮することを可能にし、雇用を増やす。起業促進策を抜本的に充実し、日本経済を一段と活性化する。

三、創意工夫で、新しい市場を切り拓く中小企業の挑戦を促す。

中小企業の持つ多様な力を発揮し、創意工夫で経営革新を行うなど多くの分野で自由に挑戦できるよう、制約の少ない市場を整える。また、中小企業の海外への事業展開を促し、支える政策を充実する。

四、公正な市場環境を整える。

力の大きい企業との間で実質的に対等な取引や競争ができず、中小企業の自立性が損なわれることのないよう、市場を公正に保つ努力を不断に払う。

五、セーフティネットを整備、中小企業の安心を確保する。

中小企業は、経済や社会の変化の影響を受け易いので、金融や共済制度などの面で、セーフティネットを整える。また、再生の途をより利用し易いものとし、再挑戦を容易にする。

これらの原則に依り、政策を実施するに当たっては、中小企業が誇りを持って自立することや、地域への貢献を始め社会的課題に取り組むことを高く評価する。家族経営の持つ意義への意識を強め、また、事業承継を円滑化する。中小企業の声を聴き、どんな問題も中小企業の立場で考え、政策評価につなげる。地域経済団体、取引先企業、民間金融機関、教育・研究機関や産業支援人材などの更なる理解と協力を促す。地方自治体との連携を一層強める。政府一体となって取り組む。こととする。

3. 行動指針

政府は、以下の柱に沿って具体的な取組を進める。

一、中小企業の立場から経営支援を充実・徹底する。

中小企業の技術力向上のため、ものづくり分野を始めとする技術開発、教育・研究機関、他企業などとの共同研究を支援するとともに、競争力の鍵となる企業集積の維持・発展を図る。また、業種間での連携・共同化や知的財産の活用を進め、中小企業の事業能力を強める。経営支援の効果を高めるため、支援人材を育成・増強し、地域経済団体との連携による支援体制を充実する。

二、人材の育成・確保を支援する。

中小企業の要諦は人材にある。働く人々が積極的に自己研鑽に取り組めるよう能力開発の機会を確保する。魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する。また、女性、高齢者や障害者を含め働く人々にとって質の高い職場環境を目指す。

三、起業・新事業展開のしやすい環境を整える。

資金調達を始めとする起業・新分野進出時の障壁を取り除く。また、医療、介護、一次産業関連分野や情報通信技術関連分野など今後の日本を支える成長分野において、中小企業が積極的な事業を展開できるよう制度改革に取り組む。国際的に開かれた先進的な起業環境を目指す。

四、海外展開を支援する。

中小企業が海外市場の開拓に取り組めるよう、官民が連携した取組を強める。また、支援人材を活用しつつ、海外の市場動向、見本市関連などの情報の提供、販路拡大活動の支援、知的財産権トラブルの解決などの支援を行う。中小企業の国際人材の育成や外国人材の活用のための支援をも進め、中小企業の真の国際化につなげる。

五、公正な市場環境を整える。

中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐する。また、国及び地方自治体が中小企業からの調達に配慮し、受注機会の確保や増大に努める。

六、中小企業向けの金融を円滑化する

不況、災害などから中小企業を守り、また、経営革新や技術開発などを促すための政策金融や、起業、転業、新事業展開などのための資金供給を充実する。金融供与に当たっては、中小企業の知的資産を始め事業力や経営

者の資質を重視し、不動産担保や保証人への依存を減らす。

そのためにも、中小企業の実態に則した会計制度を整え、経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す。

七、地域及び社会に貢献できるよう体制を整備する。

中小企業が、商店街や地域経済団体と連携して行うものも含め、高齢化・過疎化、環境問題など地域や社会が抱える課題を解決しようとする活動を広く支援する。

祭りや、まちおこしなど地域のつながりを強める活動への中小企業の参加を支援する。また、熟練技能や伝統技能の継承を後押しする。

八、中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす。

関係省庁の連携は、起業・転業・新事業展開への支援策の有効性を高める。中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会保障、

教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策を進める。その際、地域経済団体の協力を得つつ、全国の中小企業の声を広く聴き、政策効果の検証に反映する。

結び

世界経済は、成長の中心を欧米からアジアなどの新興国に移し、また、情報や金融が短時間のうちに動くという構造的な変化を激しくしている。一方で、我が国では少子高齢化が進む中、これからは、一人ひとりが、力を伸ばし發揮することが、かつてなく重要性を高め、国の死命を制することになる。

したがって、起業、挑戦意欲、創意工夫の積み重ねが一層活発となるような社会への変革なくしては、この国の将来は危うい。変革の担い手としての中小企業への大いなる期待、そして、中小企業が果敢に挑戦できるような経済社会の実現に向けての決意を政府として宣言する。

この「中小企業憲章」に関する問い合わせは、中小企業庁 事業環境部 企画課 TEL：03-3501-1765 まで。

ものづくり補助金 新たに6社が採択

「ものづくり中小企業製品開発等支援補助金（試作開発等支援事業）」は、中小企業者が自ら行う特定ものづくり基盤技術を活用した試作開発から販路開拓等の取組に対して支援するものであり、製造業の国際競争力の強化と次代を担う新産業の創出を促進し、中小企業製品の高付加価値化及び中小企業の新分野進出等の円滑化等に資することを目的としている。

この度、同補助金の追加公募が全国中小企業団体中央会より行われ、本県からは10件の応募申請に対し6件が採択となった。本会では、県内ものづくり中小企業が行う試作開発から販路開拓等の取組に係る本支援補助金公募申請、採択後の交付申請手続きの窓口となるなど、その活用について支援するとともに、交付決定後は事業の円滑な推進を支援している。また、事業終了後も企業化状況の確認や収益納付等の必要な措置について継続したフォローを実施する。採択企業と実施テーマは以下のとおり。

企 業 名	所 在 地	テ ー マ
有限会社サワ	花巻市	位置決め技術を活用した新方式ねじ供給機の開発
株式会社ミクロボ	盛岡市	自走式ハンドリングロボットシステムの試作開発
株式会社サンアイ精機	奥州市江刺区	切削加工用永久磁石型マグネットチャックの試作開発
株式会社ベスト	北上市	超高精度複合プレス部品の開発
川辺産業株式会社	花巻市	鋼材の熱処理データベースと三次元形状測定を活用した高効率金型仕上げ技術の構築と高付加価値自動車用プレス金型の製造
株式会社阿部製作所	北上市	精密金型による高効率LEDパッケージの組立技術開発

岩谷堂箒箆生産の人材育成事業を開始

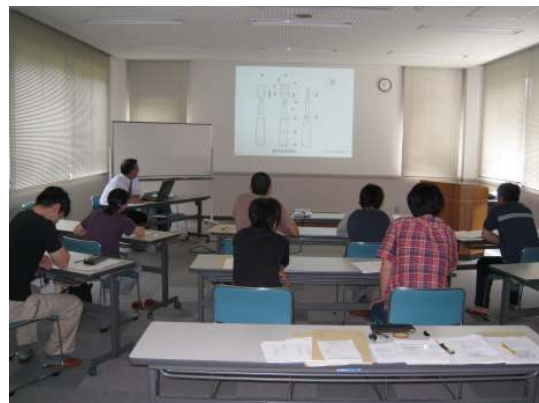
昨年度に引き続き、本年度において全国中央会より事業採択を受けた「ものづくり分野の人材育成・確保事業」の第一日目、第二日目研修会を、奥州市の江刺産業技術交流センターを会場に、7月1日、9日の両日開催した。

この事業は、岩谷堂箒箆の生産に関連する企業の従業員及び家具製造業の従事経験のある求職者等を対象に、将来の岩谷堂箒箆の伝統工芸士（木部加工部門）を育成するため、全10日間コースで開催する研修事業である。特に岩谷堂箒箆の木部加工部門においては、熟練した技術が必要となる木取りした部材の「切り込み」、「組手加工」等の一貫した手づくりの作業工程について、伝統工芸士から直接、実技指導を受けながら、受講者の一層のスキルアップを図ることを主な目標としている。

当日は、実習に入る前の木材加工や漆塗装、伝統工芸品と岩谷堂箒箆に関する知識の体系的な理解と整理として、2日間に渡り座学を実施。講師には、木材加工概論・伝統工芸品岩谷堂箒箆概論については岩手県工業技術センターの浪崎環境技術部長を、漆塗装概論については同センターの小林主任専門研究員を各々迎え、9名の受講者の参加を得て開催した。

岩谷堂箒箆の歴史や岩谷堂箒箆が伝統工芸品に指定されるための各種基準などを体系的に整理・理解できたことで、受講者にとっては今後の仕事を進める際の大きな参考となった。次回以降については、本年9月末までの間に残り8日間の研修会を開催する予定。

本件に関する問い合わせは、岩手県中央会 市場開発部 TEL：019-624-1363 まで。



浪崎部長による「伝統工芸品岩谷堂箒箆概論」



小林主任専門研究員による「漆塗装概論」

農商工連携等推進人材育成研修を開始

本会では、岩手の地域の資源の強みを活かして、生産から消費までの一連のバリューチェーンについて全体最適の視点でコーディネートができ、且つ食品分野において売れる商品作りを進めることができる起業家精神に富んだ人材育成を図ることを目的に、農商工連携等推進人材育成研修を7月23日（金）に開講した。

県・市町村、会員組合・企業等から32名の受講申し込みがあり、初日の23日は、開講式と研修オリエンテーションを皮切りに、1時限目「岩手県の農商工連携施策・中小企業施策の概要」、2時限目は必修科目の「農商工連携の意義と狙い」



平澤専務理事による開講挨拶

と2コマの講義研修を開催。翌24日には、宮城大学副学長大泉一貫氏が「グローバル化する農業と企業化」「農商工連携ビジネスモデルへの提言」をテーマに、農業政策や農林水産業の一次産業分野と二次・三次産業との融合化の必要性について、論理的に且つ世界的な視野に立って講義、中小企業政策や農業政策、マーケティング戦略など経営戦略や事業戦略等の知識の体系化、理論的な考え方についての講義研修を行った。講義を通じ受講者の多くから、農業が他産業との連携により新たな成長産業となりえることへの理解が進んだとの声が寄せられるなど、今後の講習内容について期待する受講者が多かった。



2日目の受講風景

＜9月受講生の募集について（2次募集）＞

農商工連携等推進人材育成研修については、9月からの受講を希望する声が多く寄せられたことを踏まえ、このたび9月受講生を募集することと致しました。また研修に興味はあるが、長期の受講については検討中である方も多いことから、公開講座（本研修への体験入学）を9月3日（金）～4日（土）に開催することと致しました。

なお、9月3日～4日は、日本のMOT（技術経営）の第一人者である株式会社テクノインテグレーション代表取締役である出川 通 氏を講師に予定していますので、この機会をお見逃しなくお申込み下さい。

本件に関する問い合わせは、本会統括指導センター TEL：019-624-1363 まで。

中央会さん、出番ですよ ～最近の支援事例～

現在、中央会では、地元産の原料や資材を活用して新しい商品の開発等を行う企業や、産直等が行う魅力ある店舗づくりに向けた支援事業を実施している。今回は、本会の支援事例の中から、九戸郡洋野町の「株式会社ミナミ食品」の取り組みへの支援について紹介する。

【生湯葉のブランド戦略と販路開拓】（地域力連携拠点事業で支援）

同社は、生湯葉（大豆を水に浸け柔らかくした後、撈りつぶして煮立て絞出した豆乳から作る）を活用した商品開発・販売を行っている。販売先を拡大したいという強い意向があり、新たな販路開拓を行う際に必要な販売先の選定や事業の絞り込み、ロジスティックスや商品化に向けたバージョンアップ等について本会に支援要請があった。本会では同社が今回行



主力商品である「生ゆばそうめん」

う新たな販路開拓の取り組みは「いわて希望ファンド事業」にある販路拡大に関する支援策を十分活用できると判断し、上記実施の留意点やファンド事業申請に係る計画書等の作成について支援することとなった。

その中では、八戸・盛岡・仙台・首都圏の富裕層をターゲットに販路開拓を図ることやブランド価値の向上のため岩手県産大豆の100%使用、製造上の課題であるおから粉末化、若しくは大豆を粉末化し食物残渣の最小化を図ること等の研究を実施、必要に応じ専門家派遣指導を実施した。その結果、第6回いわて希望ファンド事業に採択された（テーマ：「岩手県産大豆加工品の新商品開発及び販路開拓」）。これにより同社では、おから等の粉末化の研究開発に無事成功し、去る7月30日に工場落成式及び披露試食会が開催された。湯葉商品等の購入については、同社HP（<http://www17.ocn.ne.jp/~eikoyuba/index.html>）を参照。

下請ガイドライン、4 業種で新規策定 ～中小企業庁～

中小企業庁は、下請ガイドライン（親事業者と下請事業者の望ましい取引関係構築のため、下請代金法・独占禁止法上の問題事例の解説や望ましい取引事例の紹介等、業種別のガイドライン）について、6月30日に新たに4業種（鉄鋼産業、化学産業、紙・紙加工品産業、印刷産業）で策定するとともに、既に策定している3業種（情報通信機器産業、広告産業、建材・住宅設備産業）で改訂した。これにより、これまでに策定した11業種（①素形材産業、②自動車産業、③産業機械・航空機等産業、④繊維産業、⑤情報通信機器産業、⑥情報サービス・ソフトウェア産業、⑦広告産業、⑧建設業、⑨建材・住宅設備、⑩トラック運送業、⑪放送コンテンツ産業）と合わせて15業種のガイドラインが策定されたことになる。今後は、全国で説明会を開催するとともに、業界団体を通じた周知などにより下請ガイドラインを普及していくこととしている。

今回発表の下請ガイドラインに掲載している主な事例は次の通り。

1. 下請代金法及び独占禁止法上問題となる事例の掲載

- 注文を受け、生産に入っていたが、親事業者の都合により一方的にキャンセルされ、既に発生した費用は一切負担してもらえなかった。（紙・紙加工品）
- 下請事業者は一切利益がないにも関わらず、親事業者が協賛金名目で一定率の金額を徴収。（印刷）

2. 望ましい取引事例の掲載

- 原料等の値上がりに伴う対応については、個別に下請事業者と協議を行っている。（化学）
- 単価決定の経緯が残されておらず、親事業者、下請事業者双方の合意に基づいたものなのか不明であったため、取引毎に交渉メモを作成し整理しておくことを徹底。（鉄鋼）
- 下請事業者の経営状況のチェックに当たり、①財務状況の報告を強要しない、②報告書の作成に労力をかけさせない、③入手した情報は厳重に管理する（情報通信機器）

3. 下請代金の支払方法及び改正不正競争防止法の対応についての掲載

(1) 下請代金の支払方法（原則現金払、手形サイトの短縮化）

- 親事業者は、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、かつ、現金で支払うものとし、少なくとも貸金に相当する金額については、全額を現金で支払うことが望ましい（下請中小企業振興法に基づく下請振興基準※）。

※下請振興基準は、下請中小企業振興の観点から、下請事業者と親事業者間との依るべき一般的な基準として、経済産業大臣が定めたもの（昭和46年通商産業省告示第82号）。

- 手形のサイトの短縮に向けて、サイト基準の短縮化に取り組むことが望ましい（下請取引適正化推進会議（平成21年3月））。

(2) 改正不正競争防止法への対応

- 平成22年7月に改正不正競争防止法※を施行するにあたり、同年4月に営業秘密管理指針を改訂。
- 事業者が営業秘密の管理・取扱いに関する理解を深め、下請事業者の営業秘密の取扱いに関して、損失を与えることのないよう、十分な配慮を行うことが望まれる。

※営業秘密の管理に係る任務に背いて、複製禁止の資料を無断で複製する行為、消去すべきものを消去したように仮装する行為等が新たに刑事罰の対象となった。

本件に関する問い合わせは、中小企業庁事業環境部 取引課 TEL：03-3501-1511（内線5291）まで。

地区別懇談会を県内 10 地区で開催

組合代表者と中央会との地区別懇談会は、6月21日の一関地区を皮切りに県内10地区にて開催、各地区の組合代表者等130名余の出席を得た。

懇談会では、鈴木会長をはじめ、谷村副会長、阿部副会長、元持副会長、松田副会長の正副会長が座長として会を運営した他、平澤専務理事以下本会職員も出席。各会場の参加者より数々の意見・要望を頂戴し、情報交換をしながら地域及び業界の実情を把握する機会を得た。

特に今回は、景気の早期回復や不公正取引の排除、官公需・金融対策の充実、県内中小企業の経営悪化への早期対応や労働対策の充実の他、業種によっては、県発注工事に係る予定価格の事前公表制度の見直しや最低制限価格導入の要望、新たな高速道路料金制度の見直し、ものづくり補助金と人材育成事業の継続等についての意見・要望が寄せられた。

こうした意見・要望は、整理検討を加え、9月17日(金)に開催予定の第36回中小企業団体岩手県大会の決議を経て岩手県等へ提出する他、本年11月18日(木)に奈良県奈良市「なら100年会館」で開催予定の第62回全国大会の議案として提出を予定している。また、本会会員等に対する効果的な支援に資するよう活用していく所存である。



盛岡地区懇談会（商業部門）で挨拶する元持副会長

岩手県中小企業青年中央会 通常総会開催

今年で33回目となる岩手県中小企業青年中央会の通常総会は、7月16日(金)、盛岡市のエスポワールいわてを会場に、会員青年部より46名の出席を得て開催された。

当日は平成21年度の決算報告を含む全3議案を審議、賛成多数により可決承認された。また、若手経営者交流会を始めとする今年度の青年部を対象とする事業計画についても賛成多数により可決承認された。

総会終了後、第二部として、株式会社ホップスの代表取締役 工藤昌代 氏を講師に迎え、連携創出企業交流フォーラムを開催。創業に至るこれまでの経緯から、地元縫製業者と連携して現在手掛けているファッション系新ブランドの創設に関し講演。会員青年部の他、行政・関係機関・企業経営者等を含む80名近い受講者は、パワフルで実践的な女性経営者の話に熱心に聴き入った。

講演会終了後は交流会を開催、参加者同士の横の連携を強める良い機会となり、盛会の内に全日程を終了した。



会員青年部多数の出席を得た通常総会



講演する㈱ホップスの工藤昌代さん

岩手県商店街振興組合連合会 通常総会開催

6月24日（木）、盛岡市のホテルルイズにおいて平成22年度岩手県商店街振興組合連合会の通常総会並びに商店街近代化講習会が開催された。

総会では、任期満了に伴う役員改選を含む全7議案について審議し、全議案とも満場一致で可決承認された。新年度の事業計画では、商店街振興のため個店の魅力向上を図る「成功店モデル創出波及事業」、若手経営者後継者等の育成を狙いとする「人材育成・ネットワーク支援事業」等を実施することとした。役員改選の結果は右のとおり。総会終了後には商店街近代化講習会を開催、まちづくり専門家の木下斉氏による「商店街活性化における事業経営と人材開発」、また、宮古市末広町（商振）の佐香理事長による「地域商店街活性化法の活用について」をテーマに講演会を実施、参加者は豊富な事例と実践的な街づくり手法について熱心に聴講した。

役 職	氏 名	所属組合名
会 長	豊岡 卓司	盛岡市肴町（商振）
副会長	三浦 榮藏	一関市地主町（商振）
副会長	佐香 英一	宮古市末広町（商振）
副会長	小野寺 勉	北上市諏訪町（商振）
専務理事	平澤 石郎	員外
理事（新）	石田 和徳	盛岡駅前（商振）
理 事	伊藤 雄公	花巻市鍛冶町（商振）
理 事	高屋 晋一	ツツ青山さん通り（商振）
理 事	管野 久雄	水沢駅通り（商振）
理 事	宮沼 孝輔	盛岡市材木町（商振）
理 事	菊池 俊夫	江刺川原町（商振）
理 事	水野 清孝	さかり中央通り（商振）
監 事	佐藤 良介	花巻市大町（商振）
監 事	佐藤 実	北上市新穀町（商振）

いわて食料産業クラスター協議会 通常総会開催

いわて食料産業クラスター協議会は、6月28日（月）、盛岡市の大清水多賀にて平成22年度通常総会を開催した。総会は、食品関連事業者をはじめとする会員32人中24人の出席を得たほか、来賓に岩手県農林水産部菊池寛 総括課長のご臨席のもと、上程された全5議案が原案通り満場一致により可決決定された。

また、任期満了に伴う役員選挙では、久慈浩会長が再選されたのをはじめ、副会長3名、理事9名、監事2名が就任した。

特に本年の協議会活動方針として、更なる連携強化をテーマに、会員間のニーズとシーズの情報共有化による相互の経営資源の補完を図り、個々の新商品開発、販路開拓等をより円滑に進めるための仕組み作りを検討していくとともに、外部関係機関との連携強化もより一層推進することとした。

総会終了後、岩手県農林水産部流通課 加藤克也主任から「いわて農林水産業6次産業化推進事業について」をテーマに研修会を開催した。

役 職	氏 名	所 属
会 長	久慈 浩	岩手県酒造組合
副 会 長	小林 英男	株式会社 岩手畜産流通センター
副 会 長	菅原 悦子	岩手大学 教育学部
副 会 長	村井 良和	岩手県パン工業組合
専務理事	平澤 石郎	岩手県中小企業団体中央会
理 事	阿部 明	岩手阿部製粉 株式会社
理 事	菊池 寛	岩手県 農林水産部 流通課
理 事	小浜 恵子	岩手県工業技術センター
理 事	佐藤 泰造	岩手県水産加工業協同組合連合会
理 事	高橋 信教	岩手県乾麺工業協同組合
理 事	戸田 敬	岩手県生めん協同組合
理 事	箱崎 俊介	岩手県漬物協同組合
理 事	宮田 克明	岩手県味噌醤油工業協同組合
理 事	和嶋 憲男	岩手県産 株式会社
監 事	北館 孝雄	株式会社 北館製麺
監 事	佐々木 茂	株式会社 佐幸本店
顧 問	小田島利昭	全国農業協同組合連合会岩手県本部
顧 問	高橋 謙治	株式会社 純情米いわて

第15回 岩手県中小企業組合士会 通常総会開催

岩手県中小企業組合士会（会員57人）第15回通常総会が、7月28日、盛岡市の「エスポワールいわて」にて開催され、提出議案すべて原案どおり可決承認された。

また、任期満了に伴う役員の改選が行われ、理事7名、監事3名が選出された。

役員構成（敬称略）は、会長：似内裕司（花巻機械金属工業団地協同組合）、副会長：荒木健彦（協同組合南三陸ショッピングセンター）・熊本文義（協同組合日専連久慈）、理事：菅原香（高田松原商業開発協同組合）、杉山昇（協同組合盛岡南ショッピングセンター）・千葉文子（岩手県南生コン業協同組合）・古舘朗（岩手酒類卸株式会社）、監事：泉田十太郎（けせんプレカット事業協同組合）・猪越文子・佐々木万里子となった。

今年度は、組合士制度の普及に努めるとともに、組合士の地位向上等を図ることを目的に、会員相互の連携促進と資質の向上を図ることを計画に盛り込み活動を行うこととした。

総会終了後、会員を対象に組合士交流会を開催。「新たな組織形態 LLP を学ぶ～ミニコミ誌“てくり”に込めた思い～」をテーマに、有限責任事業組合まちの編集室 代表 水野ひろ子氏にご講演いただいた。

なお、6月11日、東京都で開催された全国中小企業組合士協会連合会通常総会において、戸羽昌子さん（気仙木材加工協同組合連合会）が優良組合士表彰を受賞、また、岩手県南生コン業協同組合理事長 小山均さんに感謝状が贈呈された。

【お知らせ】

米トレーサビリティー法の普及・啓発について（東北農政局岩手農政事務所）

平成22年10月1日から「米トレーサビリティー法」が一部施行される。「米トレーサビリティー法（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律）」とは、米及び米加工品の記録（取引等の記録の作成・保存）と伝達（産地情報の伝達）を義務付ける法律である。東北農政局岩手農政事務所では、本制度普及・啓発のため対象事業者が所属する組合に説明に伺うことがあるので、協力を要請している。

【対象品目】 米穀（玄米・精米等）・米粉や米こうじ等の中間原材料

米飯類・もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

【対象事業者】 対象品目の生産者、製造・加工、卸売、小売、外食店を行う事業者

「米トレーサビリティー法」に関する詳細については、下記農林水産省ホームページを参照。

http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html

なお、東北農政局では、同制度の説明会を下記の日程で開催する。参加申込み及び問い合わせは、岩手農政事務所 消費・安全部消費生活課 Tel：019-624-1125 まで。

日	時	場	所
平成22年8月 5日(木)	13:30～15:30	岩手農政事務所大会議室	（盛岡市愛宕町 13-33）
平成22年8月 18日(水)	13:30～15:30	盛岡地区合同庁舎8階大会議室	（盛岡市内丸 11-1）
平成22年8月 20日(金)	13:30～15:30	久慈地区合同庁舎6階大会議室	（久慈市八日町 1-1）
平成22年8月 24日(火)	13:30～15:30	釜石地区合同庁舎4階大会議室	（釜石市新町 6-50）
平成22年8月 31日(火)	13:30～15:30	岩手県農業研究センター2階大会議室	（北上市成田 20-1）

～世界からЗдравствуй те! (ズドラストヴィーチェ=ロシア語でこんにちは)～

このコーナーは、岩手に縁のある外国人の方から、日本や岩手について思うことを自由に寄稿いただくコーナー。今回は岩手大学大学院生の kuznetsova jenya (クズネツォヴァ・エフゲニア) さん。

こんにちは。私はクズネツォヴァ・エフゲニアといいます。

私が日本に留学するのは2回目で、現在は岩手大学の修士で勉強していますが、以前東京で一年間の留学もしました。私は日本に特別な魅力を感じていて、ここで研究をするチャンスがあって本当に嬉しいです。

日本はやはり清潔感のある国です。サービスの質の高さは世界のどこでも評価されていて、平和と安全が確保されていると感じます。犯罪率が低くて安全に生活できます。良く考えると、日本に来たばかりの時、安心さを感じたため、夜に扉を閉めることを忘れて寝てしまったことがありました。ロシアであれば、朝には空き家になっているに違いありませんが、財布を無くしても返される可能性も非常に高く、持ち物にあまり気を付けなくてもいいです。



kuznetsova jenya さん

人の大半が親切で、分からないことがあれば誰かが必ず教えてくれます。日本にはそのようないいところがいっぱいあります。しかし、いいところだけに目を向けると日本についてあまり大局的な視点を与えませんし、外国人が困っているところもありますから、このことについて書いてみたいと思います。

日本で留学する外国人の半分ぐらいはアルバイトを探そうとしますが、ここで問題が生じます。アルバイトがなかなか見つかりません。最近インターネットで面白い記事を読みました。筆者は「みなさんは「学生」として日本へ来ています。決して「出稼ぎ」や「定住」が目的ではないはずです。みなさんが定住すべきは「祖国」のはずです。私たち日本人は、この「日本」に定住しています。当たり前ですね？」と書いています。

留学生は勉強が一番であるということは自分でもよく分かっていますが、生活をするにはお金も必要です。アルバイトしないと勉強できなくなる人もかなりいます。また、将来日本で就職するための経験として、アルバイトをしてみたいという人もいます。私も最初、自分でアルバイトを探しましたが、「外国人はだめです」と言われました。レストランでもそうでした。大学院で勉強しているのにレストランで働くための資格がないということになって、悲しかったです。やはり、紹介してくれる人がいなければ、外国人をほとんど雇わないし、アルバイト先も見つからないと思います。

そのように何回も断れられたら、当の外国人は「差別ではないか」と感じるようになります。特に、岩手県で東京よりそのような感じの方が多いです。もしかしたら首都である東京で外国人はもう珍しくなくなって、東京人も外国人に慣れてきたのかもしれない。

日本社会の国際化は着実に進み、日本の会社で仕事をする外国人も多くなっています。政府は留学生を「10万人」からさらに「30万人」に増やそうとしています。私は、外国人に働くチャンスをくれないとそれを達成しにくい上に、国際化も減速するではないかと心配しています。

～ 会 員 情 報 ～

地域木造住宅活性化事業に採択		IT&ECOフォーラム開催
協同組合遠野グルーラム（白岩久男理事長） 三陸木材高次加工協同組合（中川信夫理事長）		岩手県電気工事業工業組合 （平野喜嗣理事長）
木造住宅の供給体制の整備や普及推進、企画開発等で優れた事業を応募した者に対して、事業実施の費用の一部を補助する「地域木造住宅活性化事業」について、両組合が以下のテーマで採択された。 (協)遠野グルーラム…「木造住宅及び集合住宅において岩手県産材を活用した集成耐力壁パネルの実用化に関する開発事業」 三陸木材高次加工(協)…「唐松集成材パネル建て放し工法の構造性能に係る検証、技術開発及び普及事業」		組合では本会の後援を受けて同フォーラムを開催。岩手県電業協会と共催し、近年クローズアップされている環境保護、省エネ等の対応課題について受講、受講者は熱心に聴き入り活発な意見交換も図られた。
ツイッターで催事情報	もっすカードで割増買い物券	南部鉄器 in 上海を地元で
盛岡駅前商店街振興組合 （石田和徳理事長）	はなまきカード協同組合 （松田一守理事長）	水沢鋳物工業協同組合 （及川 敬理事長）
組合では、シンボルキャラクターの「開運かなえちゃん」がインターネット上でつぶやく「ツイッター かなえのひとりごと」を開始、催事情報の提供や商店街の話題提供を行っている。アドレスは http://twitter.com/kaiunkanae	組合では昨年より引き続き、もっすカードのポイントで割増買い物券を購入できるサービスを開始。800ポイントで1,000円券と交換でき、限定800枚の発行とする。その他ポイントを活用したプロ野球応援ツアー等も企画している。	組合では、鋳物のまちをアピールするため毎年、南部鉄器まつりを開催、今年は上海万博で6月末まで展示された南部鉄器展を再現したコーナーを開設、鋳物作品展の他多彩なイベントで来場者を魅了した。

～ Q & A コーナー ～

組合等を運営する中で生じやすい法律や税務、労働等の諸問題について、Q & A形式で紹介。

(質問)

「総会での役員改選時に理事長を選出することの是非について」

次回の通常総会は役員改選期であるが、手続きの簡略化のため、総会において理事、監事及び理事長（代表理事）をはじめとする役付理事を執行部原案として上程し、全員一致による承認を条件として選出することの是非について

(回答)

組合の役員選出については、中協法においては、総会で選挙する旨を規定しているが（中協法第35条第3項）、代表理事は、理事会を構成する他の理事との信任関係に立ちながら、理事会で決定された組合の業務の執行を正確に実施するところの必要常置機関であると解される。したがって、この趣旨から代表理事は、理事会において選任すべきものとして中協法第36条の八で規定している。いわば代表理事の選任は理事会の専決事項であるから、これを直接総会で選挙することはできない。

従って総会の出席者全員の同意がある事を条件として、事務局原案或いは執行部原案として理事・監事の選出及び理事長をはじめとする役付理事の選出は法令及び定款違反となるので、手続を簡略化することなく定款に規定されている選挙方法を遵守することに留意されたい。

労働時間等設定改善指針の概要（厚生労働省）

厚生労働省では、労働時間等の設定改善を含めた仕事と生活の両立実現に向けた取組により少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事につけるようにし、企業の活力や競争力の源泉でもある有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるため、このたび労働時間等設定改善指針を策定した。

この指針は、労働者が健康で充実した生活を送るための基盤の一つとして生活時間の十分な確保が重要であり、そのためにも経営者は、労使の話し合いが十分に行われる体制の整備をするとともに、自ら主導して職場風土改革のための意識改革、柔軟な働き方の実現等に取り組むことが求められることから、事業者が労働時間等の改善を行う際の指針を示す目的で策定されたものである。

事業主が講ずべき一般的な措置として、(1)実施体制の整備、(2)労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間等の設定、(3)年次有給休暇を取得しやすい環境の整備、(4)所定外労働の削減、(5)労働時間の管理の適正化、(6)ワークシェアリング・在宅勤務・テレワーク等の活用、(7)国の支援の活用、があげられている。

本件に関する問い合わせは、厚生労働省労働基準局 勤労者生活部企画課 TEL：03-5253-1111（内線 5352）まで。

障害者雇用制度の変更（厚生労働省）

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律が成立し、平成 21 年 4 月から段階的に施行されているが、平成 22 年 7 月より下記の点が新たに変更となる。

○障害者雇用納付金制度の対象事業主の拡大

障害者雇用納付金制度は、雇用障害者数が法定雇用率(1.8%)に満たない事業者から、その雇用する障害者が 1 人不足するごとに 5 万円/月を徴収し、それを原資として、法定雇用率を超えて障害者を雇用する事業主に対して調整金(27 千円/月)や助成金を支給する制度である。

現在まで対象となっていたのは常用雇用労働者を 301 人以上雇用する事業主だったが、平成 22 年 7 月より常用雇用労働者が 201 人以上の事業主へと拡大される。また、平成 27 年 4 月からは常用雇用労働者が 101 人以上の事業主へさらに拡大される。

○短時間労働者が障害者雇用率制度の対象に

現在の障害者雇用率制度においては、原則、週所定労働時間が 30 時間以上の労働者を実雇用率や法定雇用障害者数の算定の基礎としている。このため、週所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の重度障害者や精神障害者を除き、重度でない身体障害者や知的障害者である短時間労働者については、実雇用障害者数や実雇用率にカウントできなかった。

平成 22 年 7 月より、実雇用障害者数や実雇用率のカウントの際に、短時間労働者である障害者もカウントできるようになる。また、常用雇用労働者の総数にも短時間労働者をカウントすることになる。

○現在設定されている除外率の一律 10%引き下げ

除外率は、一律に法定雇用率を適用することになじまない性質の職務について、事業主負担を調整する観点から、特定の業種について雇用義務の軽減を図る制度。平成 14 年の法改正により、段階的に廃止・縮小が決定されており、現在設定されている除外率から一律に 10%引き下げられる。

本件に関する問い合わせは、岩手労働局 TEL：019-604-3002 まで。

障害者雇用納付金制度の紹介（岩手県雇用開発協会）

岩手県雇用開発協会では、障害者雇用納付金関係業務を受託し、雇用納付金の申告受付、雇用調整金、報奨金の申請受付等を行っている。この度、上記の改正障害者雇用促進法により、平成 22 年 7 月 1 日から「改正障害者雇用納付金制度」がスタートした。協会では改正内容への理解と、平成 22 年 7 月から翌年 3 月までの各月の雇用障害者数等の把握・確認等、申告・納付に向けた具体的な準備を進めるよう要請している。なお、

以下の申告・手続き等の具体的な内容についての問い合わせは、社団法人岩手県雇用開発協会 障害者雇用支援課 TEL：019-652-8080 まで。

【障害者雇用納付金制度の改正点】

週20時間以上30時間未満の短時間労働者を労働者等に加えて、納付金の申告等を行う必要有り。

(労働者の数及び雇用障害者数ともに算入)

・雇用障害者数の算定の際に、重度以外の身体障害者又は知的障害者である短時間労働1人を0.5カウントとして計算

・法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数の算定の際に、短時間労働者1人を0.5カウントとして計算

◆中小企業事業主については、制度の適用から5年間（平成22年7月から平成27年6月まで）は、納付金の減額特例が適用。（納付金の額＝（法定雇用障害者数－雇用障害者数）×4万円（1人月額））

◆上記の改正制度による納付金等申告・申請は、年度途中の事業廃止等の場合を除き、平成23年4月（対象期間：平成22年7月から平成23年3月まで）から開始。

減価償却制度の変更（国税庁）

上記の障害者雇用制度の変更に関して、障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度について、障害者雇用割合の算定に係る計算式の分子となる雇用障害者数に、**身体障害者又は知的障害者である短時間労働者の数が加えられる**とともに、同計算式の分母となる常時雇用する従業員の総数に短時間労働者の数が加えられた。

これは平成22年7月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については従来通り適用される。

本件に関する問い合わせは、盛岡税務署 法人課税部門 TEL：019-622-6141 まで。

小規模企業共済法と中小企業倒産防止共済法が改正（中小企業庁）

中小企業庁では、小規模企業共済法と中小企業倒産防止共済法の改正について発表した。各法の改正の概要は次のとおり。

○ 小規模企業共済制度（施行日：平成23年1月1日）

小規模企業共済制度は、小規模企業者が掛金を積み立て、廃業や引退に備える制度であり、いわば小規模企業者のための「退職金制度」である。

【主な改正内容】

①小規模企業共済の加入対象者を個人事業主の配偶者や後継者などの「共同経営者」まで拡大。個人事業主の親族でなくとも、「共同経営者」であれば加入可能。個人事業主になる前の後継者の時期から加入することで、十分な老後の資金を確保可能。

②共同経営者の掛金は全額所得控除の対象となり、受け取る共済金も退職所得控除等の対象に。

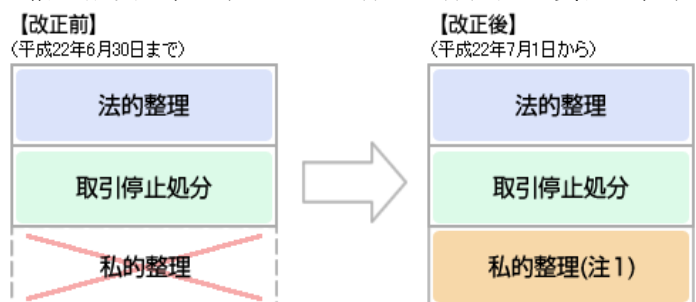
○ 中小企業倒産防止共済制度（施行日：平成22年7月1日）

取引先が倒産した場合に、積み立てた掛金総額の10倍を限度に、無利子・無担保・無保証人で貸付け、中小企業の連鎖倒産を防止する制度。

【主な改正内容】

①取引先の私的整理の開始を知らせる「通知」が届いた場合、共済金の貸付が受けられる。

本件に関する問い合わせは、（独立）中小企業基盤整備機構共済相談室 TEL：050-5541-7171 またはホームページ（<http://www.smrj.go.jp/kyosai/>）を参照のこと。



弁護士や認定司法書士からの支払停止通知があった場合を対象とする。

景況は改善の動きが停滞(平成 22 年 6 月)

〈全体の概要〉

6 月は、自動車・半導体関連業種で、受注・売上等が好調な反面、他業種では依然として低迷。原材料価格が上昇している一方、販売面では低価格傾向は変わらず、収益状況は依然厳しい。

中小企業の景況は、内需の低迷や販売価格の低下、業種間格差の拡大、原材料価格の上昇など先行き懸念材料が多く、資金繰りが厳しい企業もあり、全体的には改善の動きが停滞している。

〈主な業界及び地域組合等の動向〉

◆ 菓 子 製 造 業

消費動向は変わらず弱いまま。生活必需品以外のものに対する支出が相当下っているのではないかと。

◆ 木 材 チ ッ プ 製 造 業

針葉樹材チップは、大量に出材されるが、製紙各社とも減産継続中であり引き取れない状況。広葉樹チップは、需要はあるが原木が不足しつつある。

◆ 一 般 製 材 業

売上高はアップしたが、売上数量はそれ以上に増加しており、販売単価の下落がはっきり表れている。

◆ 印 刷 ・ 同 関 連 業

官公需での過当競争によるダンピングが多発。

◆ 砕 石 製 造 業

工事が少なく、依然に増して厳しい現状である。

◆ 鋳 鉄 鑄 物 製 造 業

国内販売額は緩やかながら徐々に回復。海外向け機械等の鑄物部品は生産量が伸びている。しかし国内向け公共工事用部品の受注が低調である。

◆ 金 属 製 品 製 造 業

手持工事量少なく、企業間格差がある。

◆ 一 般 機 械 器 具 製 造 業

半導体、自動車関連の受注は増加であるが、単価等同業他社との競争が激しい。また、材料費の高騰、短納期対応、外注依存により収益が圧迫されている。

◆ 各 種 商 品 卸 売 業

不動産の売買、賃貸の動きが出てきた。

◆ 酒 ・ 調 味 料 小 売 業

量販店、業務店、一般酒販店も不振。景気低迷に伴う消費者の節約志向も色濃く影響。

◆ 野 菜 ・ 果 実 小 売 業

市場を経由する入荷量の落ち込みが心配。単価の変動が激しく、売上、収益に繋がらない。

◆ 各 種 商 品 小 売 業

衣料品の売上も徐々に回復しつつある。しかし、食料品を含めて客単価の減少が顕著である。

◆ 商 店 街 (盛 岡 市)

暑い日が続く、夏物商品が好調。

◆ 建 物 サ ー ビ ス 業

状況が改善する要素が見当たらない。

◆ 旅 館 業

中高年層の旅行客が目立つようになった。夏に向け好転を期待している。

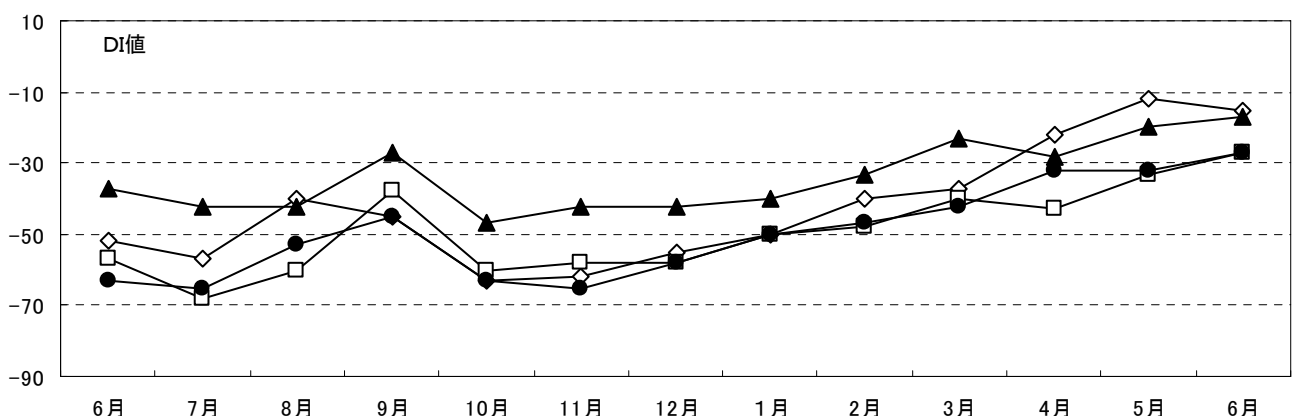
◆ 倉 庫 業

保管数量は増加しているが販売不振のためであり、今後が心配である。

◆ 一 般 貨 物 自 動 車 運 送 業

増収率は月毎に減少し、高速道路一部無料化や観光客の減少傾向により、運賃収入への影響懸念。

● 売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比D I の推移グラフ (H21 年 6 月～H22 年 6 月) ●



《◇…売上 □…収益 ▲…資金繰り ●…景況》

中小企業組合士検定試験のお知らせ

中小企業組合検定試験制度は、昭和49年度から中小企業庁の後援を得て実施している。

本制度は中小企業組合の役職員等を対象に、組合の職務遂行及び指導に必要な知識に関する試験を行い、合格者の中から一定の実務経験を有する者に対し「中小企業組合士」の称号を与えるもので、資質の向上と組合の健全発展を図る制度である。また、県内組合士の相互交流・研鑽を目的とした岩手県中小企業組合士会を本会内に設置、活発に事業を展開している。なお、本年度の検定試験の概要は以下のとおり。

試験日時：平成22年12月5日（日）

願書受付期間：平成22年9月1日（水）～10月15日（金）

試験場所：宮城県商工振興センター他全国各地 受験料：5,000円（一部科目免除者は3,000円）

本件に関する問い合わせは、岩手県中央会 統括指導センター 田村 TEL：019-624-1363 まで。

岩手県中小企業団体中央会

第36回中小企業団体岩手県大会のご案内

日 取：平成22年9月17日（金） 午後2時～

場 所：ホテル東日本 3階鳳凰の間

盛岡市大通3丁目3番18号 TEL：019-625-2131

◆主要日誌◆（7月1日～ 7月31日）

◎中央会主催事業

- 7/ 1 ものづくり人材育成事業（第1回）
- 7/ 2 ものづくり補助金説明会
- 7/ 5 地区別懇談会（盛岡・商業）
- 7/ 7 地区別懇談会（久慈）
- 7/ 8 地区別懇談会（宮古）
地区別懇談会（二戸）
- 7/ 9 ものづくり人材育成事業（第2回）
- 7/13 地区別懇談会（花巻）
- 7/15 地区別懇談会（北上）
- 7/16 岩手県青年中央会通常総会・講習会
- 7/20 地区別懇談会（大船渡）
- 7/21 地区別懇談会（釜石）
- 7/22 地区別懇談会（盛岡・工業）
- 7/23 農商工連携等推進人材育成研修（第1回）
- 7/24 農商工連携等推進人材育成研修（第2回）
- 7/27 ものづくり人材育成事業（第3回）
- 7/28 岩手県中小企業組合士会通常総会
- 7/30 農商工連携等推進人材育成研修（第3回）
- 7/31 農商工連携等推進人材育成研修（第4回）

◎関係機関・団体主催行事への出席等

- 7/ 8 最低賃金審議会
- 7/ 9 岩手県地域訓練協議会
- 7/12 いわて食産業地域活性化交流会
- 7/13 雇用均等行政推進員会議
- 7/14 東北・北海道ブロック中央会会長会議
- 7/16 全国健康保険協会岩手支部評議会
- 7/20 いわて観光立県推進会議
- 7/21 岩手地方労働審議会労働災害防止部会
- 7/22 中小企業団体夏期トップセミナー
第2回岩手地方最低賃金審議会
- 7/26 岩手県商工観光審議会
- 7/27 盛岡ブロック県立高校検討会議
花巻市中心市街地新規出店者経営支援事業
審査委員会
- 7/28 貸付審査委員会
盛岡市新事業創出支援センター運営委員会
官公需適格組合推進協議会
- 7/29 黄金の國いわてフェア実行委員会
いわて食のバリアップ事業委託候補選定会議
- 7/30 全国中小企業団体共済事業協会